蓮田市立小・中学校
令和８年度　第１版

タブレットＰＣ　ご利用の手引き

児童生徒・保護者用

蓮田市教育委員会

目　次

１　タブレットＰＣの活用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　機種及び付属品について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　タブレットＰＣ利用上の注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３−１　タブレットＰＣを利用する上での約束　・・・・・・・・・・・・・４
　３−２　利用に関する禁止事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３−３　安全に利用するための注意　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３−４　情報モラルに関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３−５　アカウント・パスワードの管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３−６　利用状況の確認について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　３−７　損傷等があった場合の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　持ち帰り時の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　禁止事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６　制限事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７　情報モラルに関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８　よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

９　タブレットＰＣの初期設定等について　・・・・・・・・・・・・・・・１０
　９−１　タブレットＰＣの起動・シャットダウンの仕方　・・１０
　９−２　学習ソフトについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

１０　タブレットＰＣ等の紛失・破損の対応について　・・・・・１４

１　タブレットPCの活用について

～ 児童・生徒・保護者のみなさまへ ～

蓮田市では、文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」に基づき、令和２年度から児童生徒一人一台のタブレットPCの整備を進めてまいりました。

現在は第2期として、これまで整備してきた学習環境を基盤に、タブレットPCのさらなる活用を推進し、学びの質の向上を図る取組を進めています。

近年、グローバル化の進展やデジタル技術の急速な発展により、社会は大きく変化しており、ICTを適切に活用する力は、これからの時代を生きる子どもたちにとって欠かせないものとなっています。

学習指導要領においても、「情報活用能力」は言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる重要な資質・能力と位置付けられており、各教科等の学習の中で育成することとされています。

本市では、タブレットPCを活用し、児童生徒一人一人の理解度や興味・関心に応じた「個別最適な学び」と、友達と考えを共有し深める「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的に学ぶ力や創造性を育む授業づくりを推進してまいります。

そのためには、子どもたちがICTを正しく理解し、安全かつ適切に活用していくことが重要です。本手引きでは、タブレットPCを活用するうえでの基本的なルールや注意事項をまとめていますので、趣旨をご理解いただき、適切な活用にご協力くださいますようお願いいたします。

令和８年４月

蓮田市教育委員会

２　機種及び付属品について

（１）タブレット本体

（２）付属品(AC アダプタ)

3　タブレットPCの利用上の注意事項

タブレットPCは、学校および家庭における学習活動を支える大切な道具です。
児童生徒一人一人に貸与され、在学中継続して使用しますので、ルールを守り、安全かつ適切に活用してください。

3-1　タブレットPCを利用する上での約束

- タブレットPCは、学習のための道具として使用します。
- 学校および家庭で定められたルールや、先生の指示を守って使用します。
- 長時間の連続使用を避け、休憩を取りながら健康に配慮して使用します。

3-2　利用に関する禁止事項

- 学習に関係のない目的での使用（不適切なサイトの閲覧、ネットゲーム等）は行いません。
- 他人の ID やパスワードを使用したり、第三者に端末を貸したりしません。
- 許可なくアプリケーションのインストールや設定の変更は行いません。
- 他人を傷つける書き込みや、不適切な情報の発信は行いません。

3-3　安全に利用するための注意

- タブレットPCは精密機器であるため、丁寧に扱い、落下や水濡れに注意します。
- 紛失・盗難・破損があった場合は、速やかに学校へ報告します。
- 使用しないときは、決められた場所に保管し、必要に応じて充電を行います。

3-4　情報モラルに関すること

- インターネット上では、相手を思いやり、適切な言葉づかいを心がけます。
- 個人情報（名前・住所・写真など）は、むやみに公開しません。
- 他人の画像・音声・動画等は、無断で撮影・保存・公開しません。
- カメラや録画機能を使用する場合は、必ず相手の許可を得ます。

3-5 アカウント・パスワードの管理

- パスワードは他人に教えず、自分で責任をもって管理します。

3-6 利用状況の確認について

- タブレットPCの適切な利用を確保するため、必要に応じて、教育委員会または学校が利用状況を確認する場合があります。

3-7 損傷等があった場合の対応

- 故意または重大な過失により端末を損傷させた場合は、原状回復に要する費用を負担していただく場合があります。

4 持ち帰り時の取扱いについて

- タブレットPCは、原則として学校で保管します。持ち帰りの指示があった場合は、次の登校日に忘れずに持参してください。
- 充電を行う際は、貸与されている AC アダプタを使用し、安全に取り扱ってください。
- 家庭でインターネットを利用する場合は、Wi-Fi 接続の設定を行うことで利用できます。接続する際は、家庭のネットワークなど安全で信頼できる通信環境を利用してください。
- 使用時間については、長時間や深夜の利用を避け、学校および家庭でのルールを守り、健康に配慮して使用してください。

5 禁止事項について

1）アカウント名の変更

Windows におけるアカウント名は初期のままで使用します。

2）ソフトウェアの管理

ソフトウェアの管理は本市が行います。必要なソフトウェアのインストールは、学校全体で統一して行います。

3）本市が貸与したタブレットPCのみ、学校に持ち込むことができます。

4）学習目的以外のサイトの利用について

学習目的以外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトのログが記録されます。悪質な場合は利用停止とします。

5）本市のセキュリティシステムについて

本市では、高度なネットワークセキュリティシステムを整備し、皆さんのタブレットPCや校内PCを不正なウィルスやアクセスから守っています。これらのシステムを削除したり、故意に破壊したりするような行為を行ってはいけません。

6）他人の IDの不正利用の禁止

他人の「ID・パスワード」を利用する行為は禁止します。

6 制限事項について

1）パスワードについて

パスワードは、タブレットPC貸与時に伝達します。このパスワードを継続して使うことになります。

2）パスワードを忘れた場合

自分の設定したパスワードを忘れてしまった場合には、速やかに担任へお申し出下さい。

3）タブレットPCの貸し借りについて

タブレットPCは、本市から貸与されているものです。他人との貸し借りは禁止します。それによって、無用なトラブルを防ぐことができます。責任をもって個人が大切に使用してください。なお、先生の指示がある場合は、この限りではありません。

4）破損について

タブレットPCは精密機械です。大切に取り扱ってください。タブレットPCは、防水ではありません！！ トイレやバスルームで使うと誤作動の原因となるだけでなく、水没することもあります。

万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、巻末の「タブレットPC等紛失届」（様式第2号－1）「タブレットPC等破損届・修理願」（様式第2号－2）をコピーして必要事項を記入の上、速やかに担任へ提出してください。紛失や故障の状況によっては、ご家庭に修理費等をご負担いただく場合もありますので、ご留意ください。

7 情報モラルに関すること

1）インターネットやメールについて

インターネットやメール等の使い方には、十分に注意してください。これらは、誤った使い方をすると他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする道具となってしまいます。

2）個人情報について

自分または他人の画像・音声・動画・個人情報（名前・住所等）は、本人の同意にかかわらず撮影・所持・送信・公開してはいけません。パスワードの管理も自分で行います。

3）機器依存症について

ご家庭での「タブレットPC使用」や「インターネット接続の判断」は保護者の方にお任せいたします。ただし、授業等で提示された課題やプリント類を、家庭学習の課題で出すことがありますが、家庭で深夜まで長時間タブレットを使うことは望ましくありません。ご家庭での約束の下、健康・安全に使用していけるようご協力をお願いいたします。

4）タブレットPCに貼ってあるシールをはがさないでください。

子どもたちは全員が同一機種を使用しますので、シールに書いてある番号で誰がどのタブレットPCを使用しているかを把握しています。

5）健康への配慮

使うときは姿勢を正し、画面に近づきすぎないように気をつけます。また、長時間の使用や深夜の使用にならないよう、学校やご家庭での約束を守り、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

タブレットＰＣを使うときのポイント

① 明るさ　　明るい場所で使いましょう。
② 姿勢　　机の広さを確保し、正しい姿勢で使いましょう。
③ 時間　　長時間、画面を見続けないようにしましょう。

画面の角度を傾けるポイント

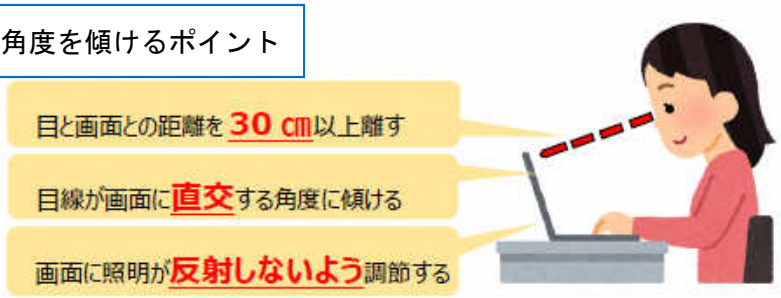

８　よくある質問

Q. 自分のタブレットを学校で使うことはできますか？
A. 使用できません。学校では、市から貸与しているタブレットのみを使用します。
私物のタブレット等は、校内ネットワークに接続することはできません。

Q. 卒業後、このタブレットをそのまま使うことはできますか？
A. 使用できません。本タブレットは市の所有物ですので、卒業時には返却していただきます。次に使用する児童生徒のためにも、日頃から丁寧に使用してください。返却の際は、本体および充電器（AC アダプタ）などの付属品を含め、すべてそろえてください。また、保存したデータについては、あらかじめ削除をお願いします。

Q. 辞書は必要ですか？
タブレットを活用してインターネットで調べることができるため、必ずしも必要ではありません。一方で、辞書を使って調べることは、言葉の理解を深めるうえで大切です。必要に応じて活用してください。

Q.　家庭の Wi-Fi に接続して使用できますか？

A. 使用できます。学校では自動的に校内ネットワークに接続されます。
家庭では、Wi-Fi の設定を行うことで利用が可能です。
なお、通信にかかる費用は各ご家庭でのご負担となります。

Q. タブレットを破損・紛失した場合はどうすればよいですか？

A. 速やかに学校（担任）へご連絡ください。その後、所定の書類をご提出いただきます。なお、破損や紛失の状況によっては、修理費等をご家庭にご負担いただく場合がありますので、適切な管理・使用をお願いします。

９　タブレットＰＣの初期設定等について

９－１　タブレットＰＣの起動・シャットダウンの仕方

起動（開始）方法

① 起動ボタンを押します

② ログイン画面が開きます。Wi-Fi マークを選択します。（初回のみ）

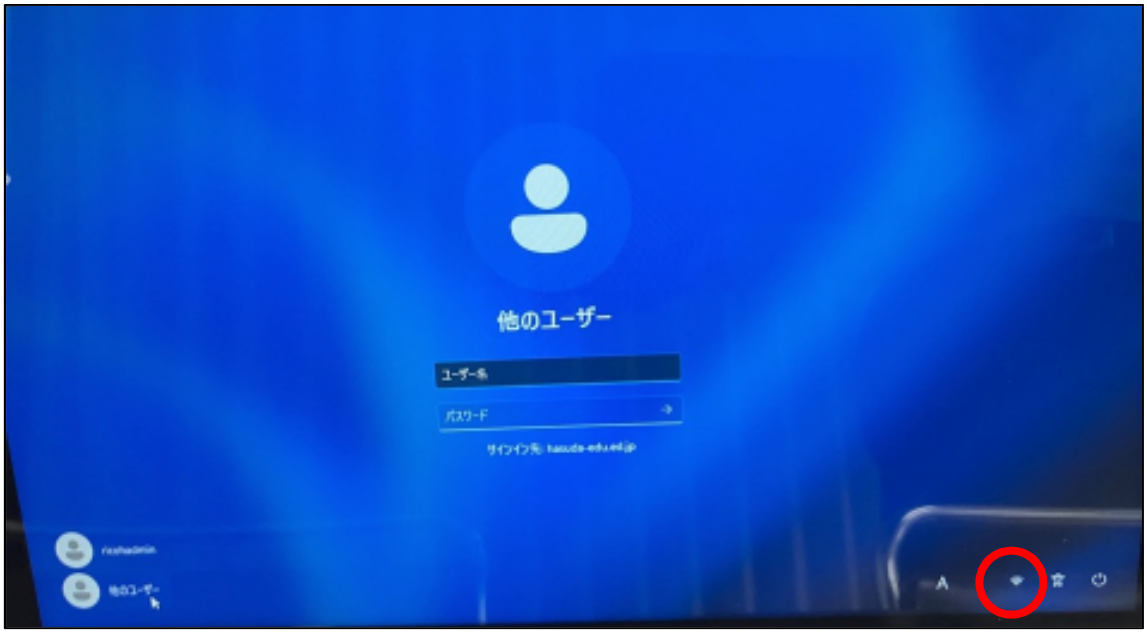

③ 自宅で使用する場合は、自宅の Wi-Fi を選択し、パスワードを入力します。
学校で使用する場合は、自動で接続されます。

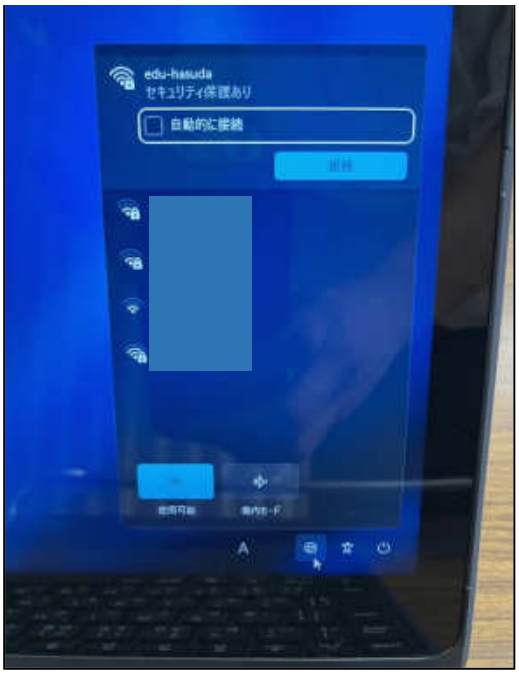

④ 自分の ID とパスワードを入力するとログインできます。

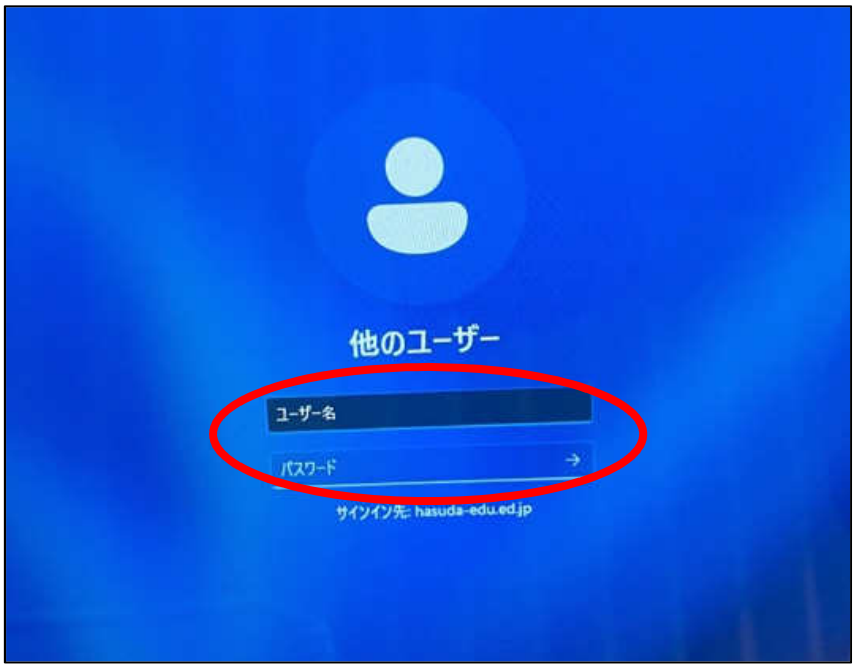

シャットダウン（終了）方法

① スタート（Windows マーク）をクリックします。

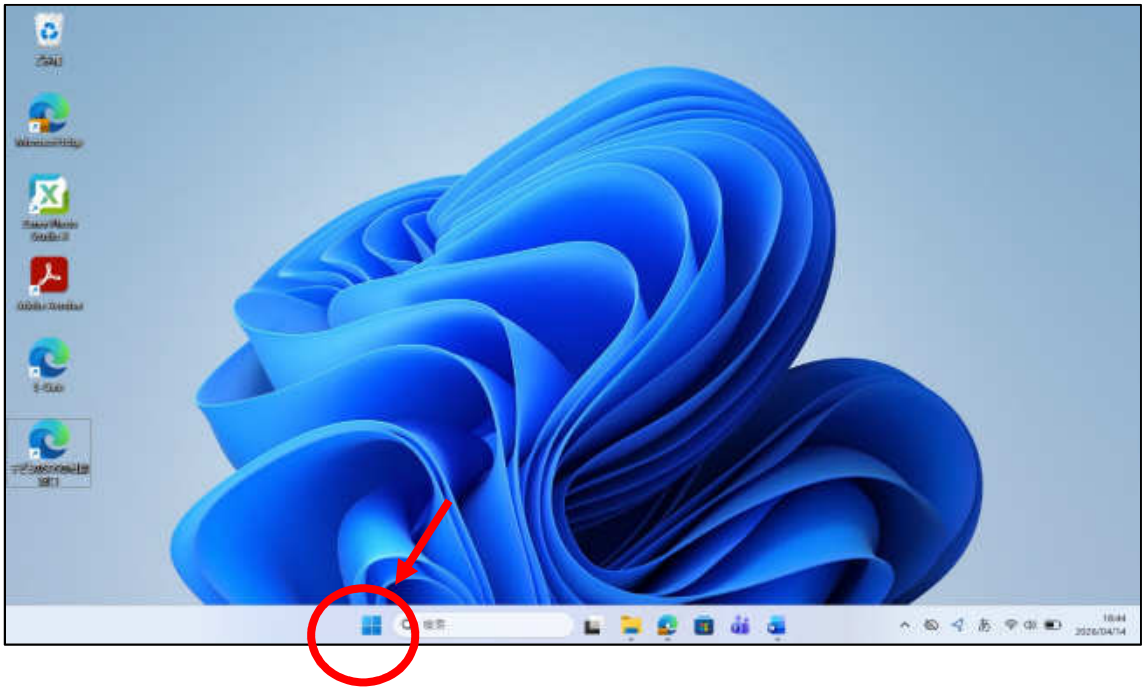

② 画面が出てきます。電源マークをクリックします。

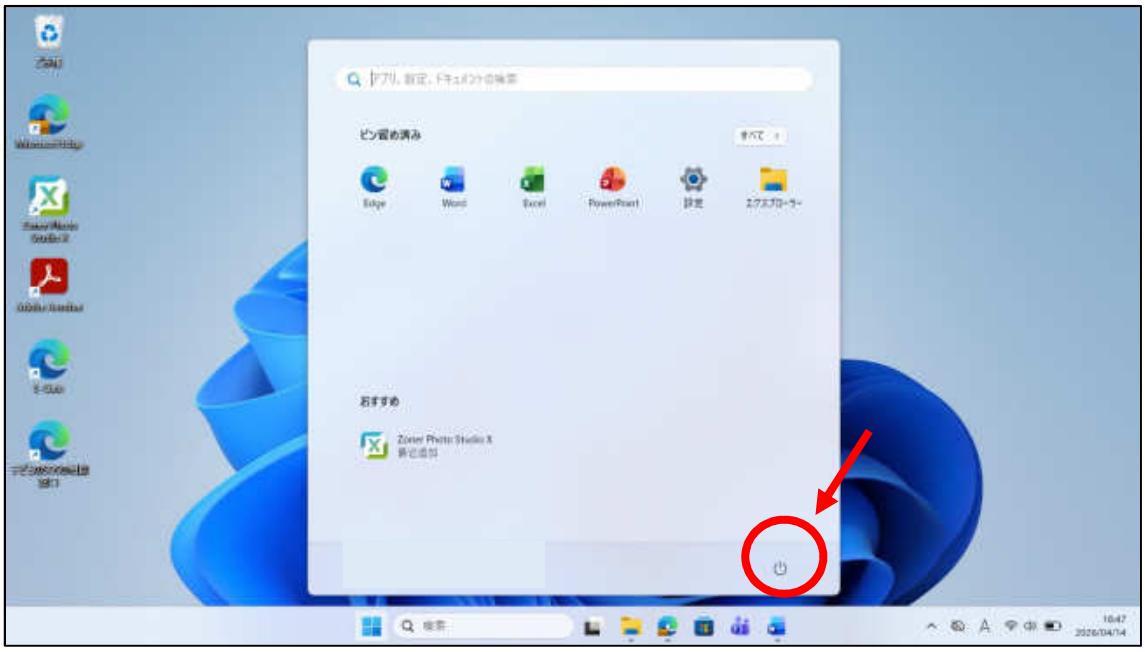

③「シャットダウン」をクリックすると、画面が暗くなり終了します。

9-2　学習ソフトについて

・ログインアカウント

蓮田市より発行されるログインアカウントは下記３つです。

No	システム名	ＩＤ	パスワード
1	タブレットＰＣ ログインアカウント		
2	Microsoft　３６５ ログインアカウント （Ｔｅａｍｓなど）		
3	ベネッセ　ミライシード		

１０　タブレットＰＣ等の紛失・破損の対応について

１　紛失対応

タブレットPCを紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。
タブレットPCの付属品の紛失は②以下の対応をお願いします。

① 電話を学校へする。（保護者　→　担任　→　校長）
② 「紛失届」を担任に提出、状況確認
③ 代替えタブレットPC等の受領 （学校　→　児童生徒）

２　破損対応

タブレットPCを破損したときは、以下の対応をお願いします。

① 本体等と「破損届・修理願」を担任に提出、状況確認
② 代替えタブレットPC等の受領 （学校　→　児童生徒）

※学校で破損した場合は、保護者の方へ状況報告等の連絡を入れます。

３　弁償費用

・タブレットPCの紛失や悪質な行為等の理由による破損は、再購入、修理に係る費用を弁償していただく場合があります。

様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

蓮田市立　〇〇学校
校長（宛）

学習者用タブレットＰＣ等の貸与に係る同意書

タブレットＰＣ等は、学校及び家庭で学習用として児童・生徒に蓮田市から貸与し、入学から卒業まで利用します。以下の事項を遵守し、ご家庭でお子様と確認して、各項目左端の□にチェックをお願いします。

□学習以外のことには使用しません。（タブレットＰＣで、ＳＮＳ やネットゲームの利用はできません。）
□長時間や深夜の使用はせず、学校や家庭での約束を守り、健康に留意して使用します。
□紛失、破損した場合は、速やかに学校に報告します。
□第三者に使用させ、又は貸与しません。
□許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールするなど設定の変更はしません。
□故意又は重大な過失によりタブレットＰＣ・ＡＣアダプター等を損傷又は紛失したときは、機器又は相当の対価により弁償し、又は原状復旧に要する費用を負担します。
□他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開しません。
□カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得るようにします。
□パスワードは、他人に教えません。自分で管理します。
□インターネット上でコメント等をするときは、相手を思いやり、傷つけたり不快感を与えたりしないようにします。
□必要に応じて、教育委員会又は学校がタブレットＰＣ等の利用履歴を確認します。

利　用　者 （児童又は生徒）	フリガナ			
	氏　名			
	学　年		組	
申　請　者 （保護者）	フリガナ			
	氏　名			

----------［以下、管理用のため記入しないでください］----------

学校受付日	年　月　日
タブレットＰＣ等管理番号	

様式第２号－１（要綱第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

蓮田市立　　学校長　宛

年　　組　　番　児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号　HA －

タブレットＰＣ等紛失届

下記の理由により、タブレットＰＣ等を紛失いたしましたので、届け出るとともに、代替え品の貸与をお願いいたします。なお、代替え品の貸与にかかる費用を全額負担いたします。

紛失理由

① 紛失したものに○を付けてください。

タブレットＰＣ本体・ＡＣアダプタ・その他（　　）

② 紛失した日時（紛失に気が付いた日）

令和　　年　　月　　日　　時頃

③ 紛失状況（どのような状況で紛失しましたか。）

様式第２号－２（要綱第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

蓮田市立　　学校長　宛

年　　組　　番　児童・生徒氏名

保護者氏名

タブレットPC等管理番号　HA-

タブレットＰＣ等破損届・修理願

下記の理由により、タブレットＰＣ等を破損いたしましたので、届け出るとともに、修理をお願いいたします。

破損理由

① 破損したものに〇を付けてください。

タブレットＰＣ本体・ＡＣアダプタ・その他（　　）

② 破損した日時（故障に気が付いた日）

令和　　年　　月　　日　　時頃（第　　校時・教科　　）

※授業中の場合は（　）内を記載

③ 破損場所（例　教室、校庭）

④ 破損内容（例　画面にひびが入った。）

⑤ 破損理由（どのような状況で破損してしまいましたか。）